

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十九号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

平成二十四年一月から同年四月までに支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる知事の給料月額から、その百分の百に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。